

手形交換所における取引停止処分の意義

名古屋大学大学院法学研究科助教授 今井 克典

目 次

- はじめに
- 一 取引停止処分
- 二 不渡事由
- 三 異議申立
- おわりに

はじめに

(1) 日本においては、手形交換制度は、全国銀行内国為替制度（全銀内為制度）とともに、主要な銀行間決済制度の一つである。全銀内為制度の下での全国銀行データ通信システム（全銀システム）を利用した取引件数と取引金額とは¹、1999年には約11億3千万件、約2,200兆円である。これに対して、手形交換所における手形交換枚数と金額とは、1999年には約2億4千万枚、約1,100兆円である。手形交換金額は、全銀システムを利用した取引金額の約半額を占めている。

日本においては、手形交換所は、1879年に大阪にはじめて開設され、次いで1887年に東京に開設され、その後、各地において設立された²。現在では、主に各地の銀行協会が手形交換所を設置・運営しており、東京手形交換所の場合には、社団法人東京銀行協会が設置・運営している³。1999年においては、法務大臣の指定を受けた手形交換所（手形法83条・小切手法69条）数は、177カ所である⁴。

(2) 手形交換所は、一定の地域内にある各金融機関が、自己の受け入れた他の金融機関が支払担当者となっている手形や、他の金融機関が支払人となっている小切手（いわゆる他行払手形・小切手）などの交換を行う場所ないし施設である。手形交換所において、各金融機関は、互いに持ち寄った手形・小切手を呈示して、支払を請求し、それによって生じる貸借関係を決済する⁵。

手形交換所においては手形・小切手が呈示されるが、その呈示には、支払呈示の効力がある（手形法38条2項・77条1項3号、小切手法31条）。安心して手形・小切手取引が行われるためには、

支払呈示に対して確実に支払がなされるということが必要である。支払の確実性を支える重要な要素として、約束手形や小切手の場合には振出人の信用が、また、為替手形の場合には引受人の信用が挙げられる。この振出人や引受人の資金不足は、手形・小切手に資金の裏付けがないことを意味し、また、手形・小切手の支払が拒絶される原因の一つである。

日本の手形交換所は、手形・小切手の信用を維持するために、信用に問題がある者を手形・小切手取引から排除する制度、すなわち取引停止処分制度を採用している⁶。このため、日本の手形交換所は、手形・小切手等の交換決済と、取引停止処分制度の運営とを二大事業とするといわれている（東京手形交換所規則2条参照）⁷。

(3) 本稿は、手形・小切手の信用維持と手形交換所における取引停止処分制度との関係について考察するものである。手形・小切手が不渡となると不渡届が提出され、不渡届が提出されると取引停止処分がなされる。そこで、手形・小切手の信用に対する不渡事由の意義を検討することを通じて、上述の信用維持と取引停止処分との関係を考察することにする。まず、取引停止処分の内容および要件について概観する（本稿一）。次に、不渡事由（本稿二）と一定の不渡届に対して認められる異議申立（本稿三）とについて検討する。その上で、あらためて信用維持における取引停止処分の意義について考察する（本稿おわりに）。

以下では、各地の手形交換所の規則等が東京手形交換所の規則等を参考にして作成されている⁸ので、東京手形交換所規則（以下「規則」という）および東京手形交換所規則施行細則（以下「細則」という）を基にして考察をする。なお、現行の手形交換所規則は、1971年の全面改正を基礎としている⁹。

一 取引停止処分

(1) 手形や小切手につき一定の事由に基づいて不渡があると、支払銀行および持出銀行は、不渡届を手形交換所に提出しなければならない（規則63条）。約束手形もしくは小切手の振出人または為替手形の引受人は、1回目の不渡届が提出されると不渡報告に掲載される（規則64条）。不渡報告に掲載された者は、1回目の不渡届の対象となった手形・小切手の交換日から6カ月以内の日を交換日とする手形・小切手について、2回目の不渡届が手形交換所に提出されると、当該手形交換所において取引停止処分に付される（規則65条）。ごく簡単にいえば、手形・小切手が6カ月以内に2回、一定の事由に基づいて不渡となった場合に、取引停止処分がなされる。

不渡は、手形・小切手の支払呈示に対する支払拒絶を意味する銀行実務上の用語である（規則52条1項参照）。また、1回目の不渡届に対する不渡報告への掲載と、2回目の不渡届に対する取引停止処分（規則65条）とは、一般に不渡処分と呼ばれている¹⁰。

手形交換所において取引停止処分があると、当該手形交換所の参加銀行は、取引停止処分を受けた者との間において、取引停止処分日から起算して2年間、当座勘定取引および貸出取引をすることができなくなる（規則62条）。手形交換所規則は、参加銀行を拘束するものであるため、取引停止処分を参加銀行の義務として定めているが、この反射として、取引停止処分を受けた者は、参加銀行との取引を停止されることとなる¹¹。

(2) 取引停止処分の対象者は、約束手形もしくは小切手の振出人および為替手形の引受人である（規則62条）。これらの者は、手形法・小切手法においては手形の第一次的支払義務者（手形法28条1項・78条）または小切手の支払資金の提供をすべき義務を負う者（小切手法3条）であり、また、手形・小切手上の最終的支払義務者（支払保証がある小切手を除く）である。したがって、取引停止処分は、まさに手形・小切手の信用を支える者を対象としていると解される。

取引停止処分は、手形・小切手の利用を事実上困難ないし不可能にするとともに、金融機関から資金供給の道を閉ざす点で、企業に対して致命的な影響を与える。そのため、企業には、取引停止処分を回避する強い誘因がある。逆に、企業が手形・小切手の支払につとめようとすることは、手形・小切手に対する信用の維持につながる。したがって、取引停止処分は、信用上問題のある者を手形・小切手取引から排除する効力によるだけでなく、排除の危険性から手形・小切手の支払を促進するという作用によっても、手形・小切手の信用維持の機能を担っていると考えられる¹²。

また、取引停止処分の前段階になされる不渡報告への掲載は、銀行と取引先との間の関係における処分ではないけれども、企業が商取引を行う上での信用に大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、企業は、2回目の不渡だけではなく、1回目の不渡をも回避しようとすることとなり、その結果、手形・小切手の支払期日における支払が励行されることになる¹³。

なお、1999年においては、手形交換所での手形交換枚数と金額とは、前述の通りであるが、これに対して、不渡手形の枚数と金額とは、約50万枚、約9,700億円であり、また、法人（資本金100万円以上）の取引停止処分件数は、約1万1千件である¹⁴。

二 不渡事由

(1) 不渡処分がなされるのは、不渡届が提出された場合である。不渡事由には、いわゆる0号不渡事由、1号不渡事由および2号不渡事由があるが、そのうち、不渡届が提出されるのは、後者の二つの各事由に基づく不渡の場合である(規則63条1項・細則77条1項)。各不渡事由について、概観することにしよう。なお、日本国内の企業取引では主に約束手形(以下「手形」という)が利用されているので、以下においては(本稿二・三)約束手形の取引(以下「手形取引」という)を採り上げることにする。

0号不渡事由は、適法な呈示ではないことを等を事由とするものである。これには、手形の呈示が手形法の要件を備えないために、振出人が支払を拒絶することができる場合のほか、法律上または裁判所の命令により支払が禁止される場合等が含まれる¹⁵。1号不渡事由は、資金不足および取引なしである。資金不足は、手形の振出人の当座預金口座に支払資金が不足していることであり、また、取引なしは、振出人と支払銀行との間に当座勘定取引がないことである¹⁶。2号不渡事由は、0号不渡事由および1号不渡事由以外の全ての事由である。その典型は、手形上の記載からは一見して判別することができない手形上または原因関係上の瑕疵がある場合であるといわれている¹⁷。例として挙げられているのは、偽造や変造、盗難や紛失、原因契約の不履行等である。そのほかには、印鑑相違(支払銀行への届出印鑑と手形上の印鑑との相違)のように、支払銀行が振出人である取引先との当座勘定取引契約等の関係において資金不足以外の原因から支払わないとされている場合が、2号不渡事由に当たる¹⁸。

不渡事由が重複する場合の取扱いについては、次のように定められている(細則72条2項)。0号不渡事由と1号不渡事由または2号不渡事由とが重複する場合には、0号不渡事由が優先する。また、1号不渡事由と2号不渡事由とが重複する場合には、1号不渡事由が優先するが、ただし、1号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合には、第2号不渡事由が優先する。

(2) 不渡が0号不渡事由による場合には、不渡届は提出されない。0号不渡事由に基づく支払拒絶は、適法であるから、手形の信用維持のために、この事由に基づく手形の不渡を出した振出人を手形取引から排除する必要はない。これに対して、1号不渡事由の場合には、振出人が支払をしなければならぬにもかかわらず、手形金に相当する振出人の資金が支払銀行に存在しない。したがって、1号不渡事由は、まさに振出人の信用に関わる事由であり、この事由に基づいて手形を不渡とする振出人は、手形取引から排除されることになる。

一方、2号不渡事由は、直接には振出人の信用に関わらないが、1号不渡事由と同様に不渡届の

提出が必要であるとされている。しかし、2号不渡事由については、その不渡届に対して異議申立が認められている点で、1号不渡事由と区別される(規則66条1項)。

そこで、異議申立を考察した上で、あらためて2号不渡事由の意義について考えることにする。なお、2号不渡事由のうち印鑑相違等の不渡事由については、手形法上の支払の問題に止まらず、当座勘定取引契約等と関係し、別途考察を要するので、以下において取り扱わないことにする。

三 異議申立

(1) 支払銀行は、2号不渡事由に基づく不渡届に対し、手形交換所に不渡手形の手形金額相当額(異議申立提供金)を提供して、異議申立をすることができる(規則66条1項)。異議申立によって、不渡処分は猶予される(規則64条1号・65条1項1号)。

異議申立提供金を手形交換所に提供して異議申立をするのは、支払銀行である。実際には、支払銀行は、振出人からの異議申立の申出に基づいて異議申立をし、また、支払銀行には、異議申立に必要な費用の前払(受任者への費用前払。民法649条)として振出人から異議申立提供金相当額(異議申立預託金)が預託される¹⁹。したがって、実際には、異議申立提供金は、振出人の負担において提供されているといえよう。

2号不渡事由に基づいて振出人を不渡処分にするには、手形の支払の確実性を徹底することにはなるが、しかし、振出人にとって酷であるので、異議申立の手続が存在すると説明されているが²⁰、それは、次のような意味であろう。すなわち、偽造、紛失、原因契約の不履行等の2号不渡事由があれば、振出人は、通常は手形関係または原因関係上の抗弁を主張することができ、このように手形法上正当に支払を拒絶することができる振出人を不渡処分に付すことは妥当ではない、ということである。

(2) 2号不渡事由は、0号不渡事由と同様に、振出人が支払に応じる必要のない場合である。しかし、2号不渡事由は、以下のように、実際に存在するか否かにかかわらず、支払を拒絶したい振出人に利用される可能性のある不渡事由であり、この点で0号不渡事由と異なる。0号不渡事由は、その存否につき支払銀行が手形上の記載から容易に判別することができるものである²¹。これに対して、2号不渡事由については、支払銀行が手形上の記載から容易には判別することができない²²。したがって、支払銀行が2号不渡事由に基づいて手形を不渡とするのは、振出人からその旨の申出があった場合に限られるであろう。また、銀行実務上は、支払銀行は、振出人から支払拒

絶の申出があれば、通常は不渡とするようである²³。

たしかに、2号不渡事由は、振出人の資金不足を示す事由ではないし、また、振出人が資金不足であれば原則として1号不渡事由が優先するので（偽造および変造の例外については後述）現実には資金を有しない振出人によって主張される事由でもない。しかし、振出人は、2号不渡事由が存在しないにもかかわらずこれを主張して支払を拒絶する場合には、不当に手形金相当額の取引をしていることになる。すなわち、この場合には、手形取引に振出人の資金が充当されないから、2号不渡事由は、1号不渡事由と同様に、当該手形取引においては振出人の資金が存在しないという意味で、振出人の信用に関わる事由であるといえよう。

(3) 2号不渡事由がこのように信用に関わる事由であるということは、2号不渡事由が実際には存在しない場合に妥当することである。したがって、異議申立は、2号不渡事由が実際に存在するか否かを確認する機会を確保する手続として位置付けられよう²⁴。

また、振出人は、本来は2号不渡事由に該当しない手形であるにもかかわらず、不渡処分を免れるために異議申立を濫用する可能性がある。異議申立提供金の提供は、このような異議申立の濫用の防止を図るためのものであると説明されている²⁵。これに対して、異議申立提供金として手形金額相当額が提供させられているためか、異議申立提供金の提供の目的には、濫用防止のほか、振出人の支払能力の証明があるとする見解もある²⁶。しかし、1号不渡事由が2号不渡事由に優先するため、資金不足が存在する場合には、異議申立は認められないので、異議申立提供金の提供には、振出人の支払能力の証明という意味はないと主張されている²⁷。

なお、偽造および変造は、1号不渡事由に優先する不渡事由であるが、これについては、次のような理解が可能であろう。たとえば偽造の場合には、振出人は、手形債務を負担していないから、手形金相当額の資金を用意しておく必要がない。したがって、偽造手形が呈示された際に、振出人の当座預金口座が資金不足であったとしても、それは、振出人の信用を害するものではない。それゆえに、偽造は、1号不渡事由に優先することになると解される。

おわりに

日本の手形交換所は、手形・小切手の交換決済という手形交換所の本来の機能を有するほかに、取引停止処分制度の運営により手形・小切手の信用を維持する機能を担う。取引停止処分は、信用に問題のある者を手形・小切手取引から排除するとともに、その重大な経済的影響から手形・

小切手の支払を促す作用を有していると考えられる（本稿一参照）。

取引停止処分は、手形・小切手の一定の事由に基づく不渡によって引き起こされるが、不渡事由は、手形交換所において三つに大別されている。不渡事由は、支払義務者の信用との関係を基礎として大別されている、と理解することも可能である。すなわち、0号不渡事由は、信用に関わらない事由であり、これに対して、1号不渡事由は、まさに信用の不足ないし欠如を示す事由である（本稿二参照）。2号不渡事由は、実際にはその事由が存在しないのに主張されているとすれば、問題となっている手形・小切手取引に充てられる資金が存在しないという意味で、信用に関わる事由であると解される。異議申立は、2号不渡事由に基づく不渡届に認められるが、その不渡が信用に関わるか否かの確認の機会を確保するものとして位置付けることができよう（本稿三）。

註

-
- 1 金融 643号（2000年）S8・10。
 - 2 井上俊雄『新銀行実務総合講座5手形交換』（1987年、金融財政事情研究会）10 - 12頁、東京銀行協会編『全訂手形交換所規則の解説』（1993年、経済法令研究会）2頁。
 - 3 井上・前掲注（2）43頁。
 - 4 金融 643号（2000年）S8。
 - 5 手形交換の意義・機能や交換決済等については、たとえば、北沢正啓「手形交換」鈴木竹雄 = 大隅健一郎編『手形法・小切手法講座第4巻』（1965年、有斐閣）221頁以下、神崎克郎「手形交換」鈴木祿弥 = 竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻』（1983年、有斐閣）190頁以下参照。
 - 6 井上・前掲注（2）27・142頁、東京銀行協会編・前掲注（2）24頁参照。
 - 7 井上・前掲注（2）27頁、東京銀行協会編・前掲注（2）2 - 3頁。
 - 8 井上・前掲注（2）45頁等参照。
 - 9 井上・前掲注（2）16頁、東京銀行協会編・前掲注（2）15頁。
 - 10 東京銀行協会編・前掲注（2）121頁。
 - 11 井上・前掲注（2）234頁、東京銀行協会編・前掲注（2）124頁。
 - 12 竹内昭夫「不渡手形」鈴木竹雄 = 大隅健一郎編『手形法・小切手法講座第5巻』（1965年、有斐閣）4頁、前田重行「手形・小切手の決済」竹内昭夫 = 龍田節編『現代企業法講座5』（1985年、東京大学出版会）331頁参照。
 - 13 東京銀行協会編・前掲注（2）168頁。
 - 14 金融 643号（2000年）S6・8。
 - 15 東京銀行協会編・前掲注（2）139 - 140頁参照。
 - 16 東京銀行協会編・前掲注（2）155 - 157頁参照。
 - 17 東京銀行協会編・前掲注（2）157 - 158頁参照。
 - 18 東京銀行協会編・前掲注（2）158頁参照。
 - 19 井上・前掲注（2）206・209頁、東京銀行協会編・前掲注（2）177頁参照。
 - 20 東京銀行協会編・前掲注（2）175 - 176頁。
 - 21 前田重行「不渡と取引停止処分」鈴木祿弥 = 竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻』（1983年、有斐

閣) 220 頁。

²² 前田・前掲注(21) 222 頁。

²³ 東京銀行協会編・前掲注(2) 159 頁参照。

²⁴ 竹内・前掲(12) 12 - 13 頁、前田・前掲注(21) 219・230 頁参照。

²⁵ 東京銀行協会編・前掲注(2) 176 - 177 頁参照。

²⁶ 井上・前掲注(2) 204 頁、前田・前掲注(21) 232 頁。

²⁷ 東京銀行協会編・前掲注(2) 177 頁。なお、同前 177 頁によると、手形交換所規則の 1971 年改正前には、1号不渡事由の資金不足と2号不渡事由の契約不履行とが重複しても異議申立が可能であったので、異議申立提供金の提供には、振出人の支払能力の証明という意味があった。